

証券コード 7041
2022年12月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
新宿三井ビルディング37階
C R Gホールディングス株式会社
代表取締役社長 古澤 孝

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、「議決権行使についてのご案内」(3～4ページ)のとおり、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年12月21日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
B I Z新宿(新宿区立産業会館) 1階 多目的ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第9期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。

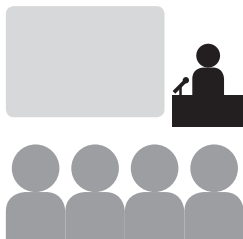
◎代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する株主に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

- ◎株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.crgh.co.jp>) より発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い新型コロナウイルスへの感染リスクが生じます。そのため、事前に議決権を行使していただくに際しては、できる限り電磁的方法（インターネット）によっていただけますようお願い申し上げます。
- ◎ご来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付にて、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力いただけますよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎会場受付にて検温をさせていただき発熱があると認められる方、その他体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会招集ご通知の添付書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト (<https://www.crgh.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.crgh.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席される株主様



日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時

場 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
B I Z新宿（新宿区立産業会館）
1階 多目的ホール

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使される株主様

(1) 議決権行使書の郵送による場合



行使期限 2022年12月21日（水曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

(2) 電磁的方法（インターネット）による場合

行使期限

2022年12月21日（水曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



① パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記①パソコンによる方法にて議決権を行使してください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について


パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

受付時間 9:00～21:00

(添付書類)

事業報告
(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、及び経済活動の抑制に伴う影響を受け、景況感は依然として厳しい状況にありますが、各種政策の効果とそれを踏まえた社会経済活動の段階的な再開もあり、徐々に持ち直しの動きが見られました。一方、同感染症の再拡大に伴う経済の下振れリスクや、ウクライナ情勢等による不透明感の中、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動など、国内外経済の不確実性は極めて高く、景気の先行きが見通しにくい状況が続いております。

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、2022年9月の有効求人倍率(季節調整値)は1.34倍、完全失業率は2.6%となり、飲食や旅行業界を中心とした事業再開に伴い、人材需要は回復傾向にて推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループにおきましては、「人のチカラとIT」の融合を事業方針として掲げ、主力の人材派遣紹介事業における継続的な労働力の提供に加え、業務効率化の支援を行うことを目的に、人材派遣紹介事業にて培ったナレッジを活かした採用支援・BPOなどの各種代行業業や、AI・RPA(注1)・OCR(注2)などを活用したITソリューション事業を行っており、人手不足という大きな課題を解決するためのトータルサポートを提供してまいりました。また、近年、潜在労働力として期待されているシニア、女性、グローバル人材の活用や、障がいをお持ちの方の雇用機会の創出や処遇の確保・改善にも注力してまいりました。

当連結会計年度におきましては、当社グループの従業員の新型コロナウイルス感染防止に努めたほか、市場の悪化を踏まえ、一層の経費の削減を図るなど経営資源の最適化を行いました。また、新型コロナウイルス感染症に関連した業務の獲得に邁進することに加え、経済活動の再開から今後の国内旅行の事業再開やインバウンド需要が回復することを見据えた新規事業である「リゾートワーク事業」などの派遣先業界・業種の拡大、障がい者雇用サポート拠点の新設、事業シナジーの最大化を図ることを目的とした拠点の統合、協業による事業シナジー等を前提とした資本業務提携、各種新規事業に係る運営体制の整備など、様々な施策に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は21,380百万円(前期比9.8%増)となり、事業部門別内訳は、人材派遣紹介事業が18,942百万円、製造請負事業が2,211百万円、その他事業が226百万円となりました。また、利益面では、営業利益483百万円(同28.5%増)、経常利益463百万円(同2.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益287百万円(同6.6%減)となりました。

- (注) 1. Robotic Process Automationの略。主にパソコンで作業している定型化された業務を、ロボットにより自動化する取り組みのこと。
2. Optical Character Recognition/Readerの略。手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術のこと。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は、リースを含めて71百万円（有形固定資産56百万円・無形固定資産15百万円）となりました。その主な内容は、拠点の移転に伴う建物附属設備、工具、器具及び備品の他、福利厚生用の土地建物の取得及びシステム関連投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、新規事業への新たな取り組みに関する運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために機動的な資金調達手段を確保することを目的に2021年12月に株式会社三井住友銀行を含む5金融機関と新たにシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。これにより従前からの当座貸越契約及びコミットメントライン契約を含め総額2,550百万円の融資枠を確保しております。なお、当連結会計年度における借入実行残高は、500百万円となります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、我が国の少子高齢化、それに伴う生産年齢人口の減少という社会構造の変化を受け、人手不足がこれまで以上に深刻な問題になることが予想されます。そのため、経営基盤の一層の強化を図り、主力の人材派遣紹介事業における継続的な労働力の提供に加え、業務効率化の支援を行うことを目的に、人材派遣紹介事業にて培ったナレッジを活かした採用支援・BPOなどの各種代行事業や、業務効率化支援を目的とした、AI、RPA、OCRを活用したITソリューション事業を行っており、人手不足という大きな課題を解決するためのトータルサポートを提供していくことが重要であると認識しております。

また、近年、潜在労働力として期待されているシニア、女性、グローバル人材の活用や、障がいをお持ちの方の雇用機会の創出や処遇の確保にも注力しております。

当社グループは上記経営理念及び中長期的な成長を実現するために以下の課題に取り組んでまいります。

① 派遣スタッフの採用と育成

当社グループは、持続的成長のために、派遣スタッフの採用と育成が重要であると考えております。人材派遣紹介事業では、専門性を持った派遣スタッフを確保するため、当社グループ内において専門性の高い教育・研修体制の強化を図ってまいります。また、当社グループの事業方針に合致する企業との業務提携等も積極的に実施し、迅速に顧客ニーズに対応できる体制を構築してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

当社グループは、持続的成長のために優秀な人材を採用するとともに、将来を担う人材の育成が必要不可欠であると認識しております。競合企業に負けない組織体制を構築するとともに、顧客ニーズに柔軟に対応できるよう正社員の教育を強化し、提案力やチーム力の向上を図ってまいります。

③ 収益基盤の拡大・多様化

人材派遣紹介事業におきましては、全国主要都市に拠点の展開をしておりますが、未開拓地域への進出や、既存拠点のある地域の顧客ニーズに対して、柔軟かつ的確に対応していくための戦略構築が今後の課題となっております。当社グループといたしましては、積極的にサービス提供地域を拡大していくことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。また、人材派遣紹介事業が当社グループの売上の大半を占めておりますが、当該事業に依存しない事業体制を構築するため、それ以外の事業も拡大し、多様な収益基盤・事業ポートフォリオの拡充に取り組んでまいります。

④ 特定取引先への依存に関するリスク軽減

株式会社プロテクスにつきましては、取引先メーカー1社及びその関連会社との取引が主となっており、同社グループとの取引縮小等に伴う事業リスクが存在するため、当該リスクの低減が必要であると認識しております。請負業務範囲の拡大や国内外を含む受注拠点の拡大、及び上記取引先メーカーとのリレーション強化を図る一方、同社との取引を通じて得たナレッジを他社取引に展開し、事業の拡大及び事業リスクの低減を図ってまいります。

⑤ IT活用の推進

深刻な人手不足を背景に、当社グループは総合人材サービス企業として、人材だけでなく、生産性向上に向けた省人化施策も提供することが必要であると認識しております。

当社グループでは、ITシステムやRPAを活用した新たなサービスを創出し、顧客企業に価値を提供していくと同時に、AIマッチングシステムやRPA活用による社内オペレーションの効率化によって収益性向上を図ってまいります。

また、人材サービス業界に特化した基幹システムや勤怠管理を自動化するシステムを開発・導入し、業務の効率化に取り組んでおります。当該システムにおいては、スマートフォン上で完結する勤怠報告アプリケーションの導入や、幅広い給与支払い方法に対応する等、派遣スタッフの利便性を向上する各種機能を実装し、派遣スタッフの満足度向上を図っております。

今後は更に、継続的な機能強化を行い、付加価値向上に努めてまいります。

⑥ 新規事業への参入について

当社グループでは、継続的な事業規模拡大のため、積極的に新規事業へ参入していく方針であります。当社グループは、人材需給が逼迫する状況を背景に、顧客の業務効率化のためのソリューションサービスを提供しております。今後も、顧客の需要に応じた各種新規サービスを創出し、新たな価値を生むための取り組みを展開してまいります。

また、必要に応じてM&Aなども活用することにより、市場環境や顧客需要の変化に柔軟かつスピーディーに対応してまいります。

⑦ 感染症対策について

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の健康と安全確保を最優先とし、感染拡大防止に取り組んでおります。今後も継続して、マスクの着用や検温、外部との接触の自粛などの安全衛生対策を徹底するとともに、商談はTV会議システム等を積極的に活用してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2019年9月期)	第7期 (2020年9月期)	第8期 (2021年9月期)	第9期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	22,189,077	20,148,500	19,474,666	21,380,837
経 常 利 益 (千円)	434,250	410,606	474,621	463,939
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	264,670	215,210	308,000	287,648
1株当たり 当期純利益 (円)	48.83	39.47	56.25	52.47
総 資 産 (千円)	5,350,727	5,017,905	5,144,454	5,812,482
純 資 産 (千円)	2,250,843	2,471,223	2,781,515	3,070,985
1株当たり純資産 (円)	412.74	452.20	507.71	559.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
株式会社キャスティングロード	50,000千円	100.0%	人材派遣紹介事業 RPA事業、システムソリューション事業、 IT関連事業
株 式 会 社 ジ ョ ブ ス	50,000千円	100.0%	人材派遣紹介事業
株 式 会 社 プ ロ テ ク ス	20,000千円	100.0%	製造請負事業、人材派遣事業
株 式 会 社 C R ド ッ ト アイ	20,800千円	100.0% (100.0%)	人材派遣紹介事業
株 式 会 社 C R S サ ー ビ ス	14,000千円	100.0%	障がい者福祉サービス事業
株 式 会 社 パ レ ッ ト	20,000千円	100.0%	障がい者福祉サービス事業
CRGインベストメント株式会社	5,000千円	95.0%	M&A・投資・仲介事業

(注) 当社の議決権比率の()内は間接保有割合を内数で表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社グループは、持株会社である当社と連結子会社7社で構成されており、各社それぞれが特定の業界に特化する形式での事業運営を行うことでサービス品質の向上及び迅速で的確なサービスの提供に取り組んでおります。

事業の内訳といたしましては、労働者派遣を中心とした人材派遣紹介事業、製造請負事業及びその他事業を行っております。

事業区分	事業内容
人材派遣紹介事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業
製造請負事業	取引先メーカーからの製造請負及びその附帯業務
その他事業	①RPA事業、システムソリューション事業、IT関連事業 ②障がい者福祉サービス事業 ③M&A・投資・仲介事業

(8) 企業集団の主要拠点等 (2022年9月30日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
----	------------------

② 子会社

株式会社キャストイングロード	本社	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
株式会社ジョブス	本社	東京都新宿区新宿二丁目3番13号
株式会社プロテクス	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
株式会社CRドットアイ	本社	東京都台東区台東一丁目1番14号
株式会社CRSサービス	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
株式会社パレット	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
CRGインベストメント株式会社	本社	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

(9) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
441名 (781名)	47名増 (316名増)

- (注) 1. 従業員数には、役員を含んでおりません。
2. 従業員数は全連結会社の就業人員 (当社グループからの出向者を除く。) の合計であり、臨時雇用者数 (アルバイト、契約社員を含む。) は、最近1年間の平均就業人数を () 内にて外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
37名	2名増

- (注) 1. 従業員数には、役員を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員 (当社からの出向者を除く。) の合計であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	240,000千円
株式会社三井住友銀行	149,552千円
株式会社みずほ銀行	60,000千円
株式会社山梨中央銀行	30,000千円
株式会社八十二銀行	30,000千円

(注) 当社グループは、新規事業への新たな取り組みに関する運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために機動的な資金調達手段を確保することを目的に2021年12月に株式会社三井住友銀行を含む5金融機関と新たにシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。これにより従前からの当座貸越契約及びコミットメントライン契約を含め総額2,550百万円の融資枠を確保しております。なお、当連結会計年度における借入実行残高は、500百万円となります。

貸出コミットメントの総額	2,550,000 千円
借入実行残高	500,000 千円
差引額	2,050,000 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 21,810,000株

(2) 発行済株式の総数 5,484,000株 (自己株式126株を含む)

(注) 新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使により、発行済株式の総数が7,000株増加しております。

(3) 株主数 1,683名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
井上 弘	1,539,300株	28.07%
レッドロック株式会社	1,500,000株	27.35%
古澤 孝	600,000株	10.94%
株式会社T R M	200,000株	3.65%
株式会社オープンループ	114,200株	2.08%
GMOクリック証券株式会社	73,100株	1.33%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	65,200株	1.19%
加畑 雅之	45,000株	0.82%
楽天証券株式会社	44,700株	0.82%
株式会社K a z y	36,800株	0.67%

(注) 持株比率は、自己株式 (126株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

項目		第1回新株予約権	
発行決議日		2016年3月15日	
新株予約権の数		147,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 147,500株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の行使時の払込金額		290円	
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使期間		2018年4月1日から 2026年2月28日まで	
行使の条件		(注) 1～3	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	80,000個
		目的となる株式数	80,000株
		保有者数	2名
	監査役	—	

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日から2年を経過するまで、その権利を行使できない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年9月30日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
井上 弘	取締役会長	レッドロック株式会社 代表取締役
古澤 孝	代表取締役社長	株式会社キャスティングロード 代表取締役社長
		株式会社CRドットアイ 取締役
		株式会社TRM 代表取締役
小田 康浩	常務取締役	管理本部長
		株式会社キャスティングロード 取締役
		CRGインベストメント株式会社 代表取締役
半田 純也	取締役	
吉原 直輔	取締役	
岡野 務	常勤監査役	株式会社キャスティングロード 監査役
		株式会社パレット 監査役
長井 亮輔	監査役	株式会社Stand by C Japan 代表取締役
		株式会社E-FAS 代表取締役
		株式会社エニウェア 代表取締役
		株式会社Stand by C 取締役
		株式会社ギフトモール 監査役
		株式会社スペシフィック 監査役
島 正彦	監査役	ツクリンク株式会社 監査役

- (注) 1. 半田純也氏及び吉原直輔氏は、社外取締役であります。
 2. 長井亮輔氏及び島正彦氏は、社外監査役であります。
 3. 長井亮輔氏及び島正彦氏は、以下のとおり、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
 (1) 長井亮輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 (2) 島正彦氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、半田純也氏、吉原直輔氏、長井亮輔氏及び島正彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 代表取締役社長である古澤孝氏は、2022年1月7日付けで当社連結子会社である株式会社CRドットアイの取締役に就任しました。

(2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び監査役3名全員は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となっております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の役員（取締役及び監査役）、執行役員等を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務に関し行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、役員等が負う損害賠償責任に基づき賠償金及び訴訟によって生ずる費用が支払われます。ただし、被保険者による故意の犯罪的もしくは詐欺的行為に起因する損害には保険金が支払われないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	127,200 (7,200)	127,200 (7,200)	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,800 (7,800)	19,800 (7,800)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年5月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役48,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年12月25日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 上記の監査役の報酬額及び支給人員には、2021年12月22日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長古澤孝に取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任している理由は、当社を取り巻く環境や、当社の経営状況等を最も熟知しており、各取締役の職責、貢献度等を考慮した評価ができると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外役員との事前協議等を行い、代表取締役社長は社外役員の見解を最大限尊重することとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a 社外監査役の長井亮輔氏は、株式会社 Stand by C Japan、株式会社 E-FAS 及び株式会社 エニウェアの代表取締役、株式会社 Stand by C の取締役、株式会社 ギフトモール及び株式会社 スペシフィックの監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- b 社外監査役の島正彦氏は、ツクリンク株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容
社外取締役	半田純也	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、主にIT業界の経営幹部として培った経験と見識から、当社グループが経営目標として掲げる「人のチカラとIT」の融合の実現、及びガバナンスの一層の強化のための貢献を期待する中、適時・的確な提言を行うとともに、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
社外取締役	吉原直輔	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、上場企業及び上場準備企業のガバナンス構築やディスクロージャーに関する豊富な経験と見識から、当社の経営全般にわたる貴重な助言を期待する中、適時・的確な提言を行うとともに、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
社外監査役	長井亮輔	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席、及び監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士として培ってきた会社財務等の専門的な知見と経験を活かし、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する監査を行っております。
社外監査役	島正彦	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、及び監査役会14回のすべてに出席し、長きにわたり金融機関で培った財務及び会計に関する知識と経験に基づき監査を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,890千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,890千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会に当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

- ① 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社及び当社グループ各社は、法令遵守の徹底を経営の基本方針とし、顧問弁護士や会計監査人などの専門家との連携を深めるとともに、取締役会、監査役会及びコンプライアンス担当部署それぞれの役割を發揮させることによって、コーポレート・ガバナンスの一層の強化とコンプライアンスの徹底を図るものとする。また、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践と周知徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定める。
 - b 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務執行に関する事項の決議をするとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の適法かつ適正な業務執行を監督する。また、取締役会は、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の職務の権限、職務の執行に関する規程を定め、取締役及び使用人は、法令、定款及びこれら規程に従い、業務を執行する。
 - c 当社は、経営会議、当社及び当社グループ各社の取締役会、監査役会をはじめとする、当社グループ全体、当社内及び当社グループ各社内の重要な会議等を通じて、当社及び当社グループ各社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化、徹底を図るものとする。
 - d 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - e 法令・定款の違反行為を早期に発見、未然に予防するため、「内部通報規程」に従い、当社グループの事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。
 - f 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を実施する。
 - g 当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。
 - h 「反社会的勢力対応規程」及び関連マニュアルを定め、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- a 「文書管理規程」を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む議事録その他の文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに適切に保存・管理する。
 - b 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社の取締役に対し、当社グループ各社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社グループ各社における職務執行に係る事項を報告させる。当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理する。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役がその要請に基づき常時閲覧可能とする。
- ③ 当社及び当社グループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社は、当社及び当社グループ各社の経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備、強化するために「リスク管理規程」を定める。
 - b 当社及び当社グループ各社の各部門は関連規程に則り、自部門に係るリスクを調査、把握し、各部門責任者において管理を行うとともに、定期的にリスク管理委員会を開催した上で、必要に応じて臨時リスク管理委員会を開催して審議する。
 - c 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、しかるべき予防措置をとる。
 - d リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。
- ④ 当社及び当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設ける。また、当社グループ各社の取締役会は、各社の事情に応じつつ、法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。
 - b 「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」において、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、「職務権限規程」を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - c 迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - d グループ中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
 - e 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、グループ全社レベルでの最適化を図る。

- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その人事異動及び人事評価は監査役と協議して行う。
 - c 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事する。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他当社監査役への報告に関する体制
- a 当社並びに当社グループ各社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業及び内部統制の状況等に関する報告及び情報提供を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
 - b 当社グループ各社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社グループの定める担当部門に報告する。当該担当部門は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。当社及び当社グループ各社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とする。
 - c 当社及び当社グループ各社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とする。
 - d 当社及び当社グループ各社は、直接または当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、当社監査役は取締役会その他、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - b 当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
なお、当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。
- ① 取締役の職務執行の適正性を確保するため、「取締役会規程」や各種社内規程を制定し、取締役会を開催し、そこでのモニタリングを通じて、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、アンケート調査による取締役会の実効性評価を実施しており、抽出された課題については取締役会で共有を行っております。
 - ② 監査役の職務執行の適正性を確保するため、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人等並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うこと等により、その結果等を代表取締役等に報告し、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
 - ③ 内部監査は内部監査計画書に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。
一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。
- (4) 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針
当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。
今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤・財務基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況、業績及び企業を取り巻く事業環境を総合的に勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。また、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。
剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これら剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を決定できる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,467,431	流動負債	2,724,778
現金及び預金	2,015,200	買掛金	48,102
受取手形	13,791	短期借入金	500,000
売掛金	2,341,342	1年内返済予定の長期借入金	9,552
その他	99,450	未払法人税等	86,323
貸倒引当金	△2,352	未払消費税等	479,282
固定資産	1,345,050	未払金	132,825
有形固定資産	192,881	未払費用	1,254,111
建物及び構築物	133,732	賞与引当金	98,434
工具、器具及び備品	15,575	その他	116,147
土地	22,095	固定負債	16,718
建設仮勘定	4,680	その他	16,718
その他	16,797		
無形固定資産	87,810	負債合計	2,741,497
ソフトウェア	87,382	(純資産の部)	
その他	427	株主資本	3,070,352
投資その他の資産	1,064,358	資本金	442,255
投資有価証券	804,301	資本剰余金	671,472
敷金	170,421	利益剰余金	1,956,734
繰延税金資産	65,027	自己株式	△111
その他	28,270	非支配株主持分	633
貸倒引当金	△3,661		
資産合計	5,812,482	純資産合計	3,070,985
		負債純資産合計	5,812,482

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,380,837
売上原価	17,341,126
売上総利益	4,039,710
販売費及び一般管理費	3,555,893
営業利益	483,816
営業外収益	
有価証券利息	3,101
受取利息及び受取配当金	18
助成金収入	11,931
その他の	479
営業外費用	
支払利息	4,493
シンジケートローン手数料	23,257
事務所移転費用	1,377
消費税差額	5,995
その他の	284
経常利益	463,939
税金等調整前当期純利益	463,939
法人税、住民税及び事業税	157,697
法人税等調整額	18,801
法人税等合計	176,499
当期純利益	287,440
非支配株主に帰属する当期純損失	△208
親会社株主に帰属する当期純利益	287,648

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	441,240	670,457	1,669,086	△111	2,780,673	841	2,781,515
当連結会計年度変動額							
新株予約権の行使	1,015	1,015			2,030		2,030
親会社株主に帰属する当期純利益			287,648		287,648		287,648
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						△208	△208
当連結会計年度変動額合計	1,015	1,015	287,648	－	289,678	△208	289,470
当連結会計年度期末残高	442,255	671,472	1,956,734	△111	3,070,352	633	3,070,985

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	248,441	流動負債	615,429
現金及び預金	130,703	短期借入金	500,000
営業未収入金	72,960	未払法人税等	13,178
その他	44,777	未払消費税等	13,048
固定資産	2,422,769	賞与引当金	8,481
有形固定資産	32,269	その他	80,720
建物	13,282	固定負債	8,378
工具、器具及び備品	3,508	その他	8,378
建設仮勘定	4,680		
その他	10,797	負債合計	623,807
無形固定資産	93,873	(純資産の部)	
ソフトウェア	93,446	株主資本	2,047,403
その他	427	資本金	442,255
投資その他の資産	2,296,626	資本剰余金	675,112
関係会社株式	455,994	資本準備金	392,255
関係会社長期貸付金	1,778,000	その他資本剰余金	282,857
繰延税金資産	4,984	利益剰余金	930,145
その他	57,647	その他利益剰余金	930,145
		繰越利益剰余金	930,145
資産合計	2,671,211	自己株式	△111
		純資産合計	2,047,403
		負債純資産合計	2,671,211

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,068,238
営業費用	763,912
営業利益	304,326
営業外収益	
受取利息	18,599
その他の	2
営業外費用	
支払利息	4,219
シンジケートローン手数料	23,257
その他の	819
経常利益	294,631
税引前当期純利益	294,631
法人税、住民税及び事業税	38,745
法人税等調整額	4,212
法人税等合計	42,957
当期純利益	251,673

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	441,240	391,240	282,857	674,097	678,471	678,471	△111	1,793,699	1,793,699
当期変動額									
新株予約権の行使	1,015	1,015		1,015				2,030	2,030
当期純利益					251,673	251,673		251,673	251,673
当期変動額合計	1,015	1,015	－	1,015	251,673	251,673	－	253,703	253,703
当期末残高	442,255	392,255	282,857	675,112	930,145	930,145	△111	2,047,403	2,047,403

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

C R Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷 哲史
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、C R Gホールディングス株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、C R Gホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

CRGホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷 哲史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CRGホールディングス株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月18日

C R Gホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 岡野 務 ㊟

監査役（社外監査役） 長井 亮輔 ㊟

監査役（社外監査役） 島 正彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供制度導入されたことに伴い、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことに対応する規定の新設・削除であり、次のとおり定款を変更します。

- (1) 変更案第15条(電子提供措置等)第1項の新設は、株主総会参考書類等を従来の郵送方式に代え、当社ホームページ等に掲載する情報をご覧いただく形式となることを定めた規定です。また、これにより現行定款第15条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、削除となります。
- (2) 変更案第15条第2項の新設は、電子提供制度導入後に、株主総会参考書類等の書面交付請求をした株主への対応を定めた規定で、株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするためのものです。
- (3) 前各項の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>第2条 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いのうえ ひろし 井上 弘 (1956年8月14日生)	1993年4月 株式会社ジリオン（現 レッドロック株式会社） 設立 代表取締役就任（現任） 1996年6月 サイバーシステム有限公司設立 代表取締役就任 // 株式会社シーキャスト設立 代表取締役就任 2001年3月 株式会社ジリオンキャリアリンク（現 株式会 社キャストイングロード）設立 代表取締役社 長就任 2010年6月 株式会社CRテレコム（現 株式会社キャスト イングロード）設立 代表取締役就任 2011年3月 株式会社CRトランスポート（現 株式会社キャスト イングロード）設立 代表取締役就任 2012年8月 株式会社SORANOTE設立 代表取締役就任 2013年10月 当社設立 代表取締役会長就任 // 株式会社キャストイングロード 代表取締役会 長就任 2014年9月 株式会社イーエヌピー設立 代表取締役就任 2019年12月 当社 取締役会長就任（現任）	1,539,300株
取締役候補者とした理由等 当社の創業者として長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づいて経営の指揮・監督を行い、現体制の礎を築いていただきました。今後も当社の企業価値の向上に向けた助言をいただくとともに、重要事項の審議や決定・経営執行を監督する役割を期待し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ふるさわ たかし 古澤 孝 (1973年1月13日生)	2001年3月 株式会社ジリオンキャリアリンク (現 株式会 社キャストイングロード) 取締役就任 2010年6月 株式会社CRテレコム (現 株式会社キャス ティングロード) 設立 代表取締役就任 2013年10月 当社 取締役就任 // 株式会社キャストイングロード 代表取締役社 長就任 2014年10月 株式会社キャストイングロードネクスト (現 株式会社キャストイングロード) 代表取締役 就任 2016年6月 株式会社TRM設立 代表取締役就任 (現任) 2016年10月 当社 代表取締役社長就任 (現任) 2019年7月 株式会社キャストイングロード 代表取締役就任 2020年4月 株式会社キャストイングロード 代表取締役社 長就任 (現任) 2022年1月 株式会社CRドットアイ 取締役就任 (現任)	600,000株
取締役候補者とした理由等 井上弘氏とともに当社の創業時から経営に携わり、2016年10月からは代表取締役社長として強いリーダー シップを発揮していただいております。今後も、経営の豊富な経験と実績を活かし、更なる当社の発展と中 長期的企業価値の向上を実現していただくため、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	おだ やすひろ 小田 康浩 (1971年4月10日生)	2012年7月 株式会社キャストイングロード 入社 2013年10月 株式会社CRSサービス 代表取締役就任 // 株式会社CRドットアイ 取締役就任 2015年10月 当社 取締役就任 2015年12月 株式会社キャストイングロード 取締役就任(現任) 2016年10月 当社 上席取締役管理本部長兼CFO就任 2018年12月 当社 常務取締役管理本部長就任 (現任) 2021年2月 CRGインベストメント株式会社設立 代表取 締役就任 (現任)	15,000株
取締役候補者とした理由等 取締役兼管理本部長として、当社グループ全体の管理領域を統括しており、当社の株式公開に際しては、豊 富な経験と知見に基づき多大なる貢献をしていただきました。今後も、当社の成長戦略やガバナンスの構築 のために尽力していただけると期待し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p>ほんだ じゅんや 半田 純也 (1965年3月24日生)</p>	<p>1987年4月 日本NCR株式会社 入社 2000年1月 サイベース株式会社 入社 2001年6月 KVH株式会社(現 Coltテクノロジーサー ビス株式会社) 入社 2004年6月 株式会社アイ・エム・ジェイ 入社 2007年5月 株式会社ぐるなび 入社 2008年3月 株式会社ぐるなび 執行役員就任 2013年6月 株式会社メンバーズ 入社 執行役員就任 2016年12月 当社 社外取締役就任(現任)</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 ITのベンダーやインテグレーターとして経験が豊富であり、かつ、企業経営の知見と手腕も認められること から、当社グループの経営目標「人のチカラとIT」の融合の実現に寄与していただくとともに、独立し た客観的な立場から経営陣を適切に指導・監督し、ガバナンスの一層の強化に貢献いただけると期待し、引 き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
5	<p>よしはら なおすけ 吉原 直輔 (1954年2月20日生)</p>	<p>1977年4月 野村證券株式会社 入社 2001年7月 エース証券株式会社 入社 2006年2月 宝印刷株式会社(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社 2006年7月 宝印刷株式会社(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 執行役員就任 2013年7月 宝印刷株式会社(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 常務執行役員就任 2019年8月 株式会社レゴリス(現 スパイダープラス株式 会社) 社外取締役就任 2019年12月 当社 社外取締役就任(現任)</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 上場準備企業及び上場企業のガバナンス構築やディスクロージャーに関する支援の経験が豊富であり、かつ、 取締役や執行役員等を歴任しており企業経営の手腕も認められることから、当社の経営全般にわたる貴重な 助言及び独立した客観的な立場から経営陣を適切に指導・監督していただくことを期待し、引き続き社外取 締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 半田純也氏及び吉原直輔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって半田純也氏が6年、吉原直輔氏が3年となります。
4. 取締役候補者井上弘氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
5. 当社は、半田純也氏及び吉原直輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、半田純也氏及び吉原直輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、各候補者を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15ページのとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2023年12月に同程度の内容で更新を予定しています。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人F R I Qを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人F R I Qを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性、品質管理体制、及び適切性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2022年10月31日現在

名 称	監査法人F R I Q		
主たる事業所の所在地	東京都千代田区鍛冶町二丁目7番15号		
沿 革	2021年1月 監査法人F R I Q設立		
概 要	資本金		12百万円
	構成人員	代表社員 (公認会計士)	1名
		社 員 (公認会計士)	10名
		社 員	1名
		職 員 (公認会計士)	21名
		職 員	11名
		合 計	44名

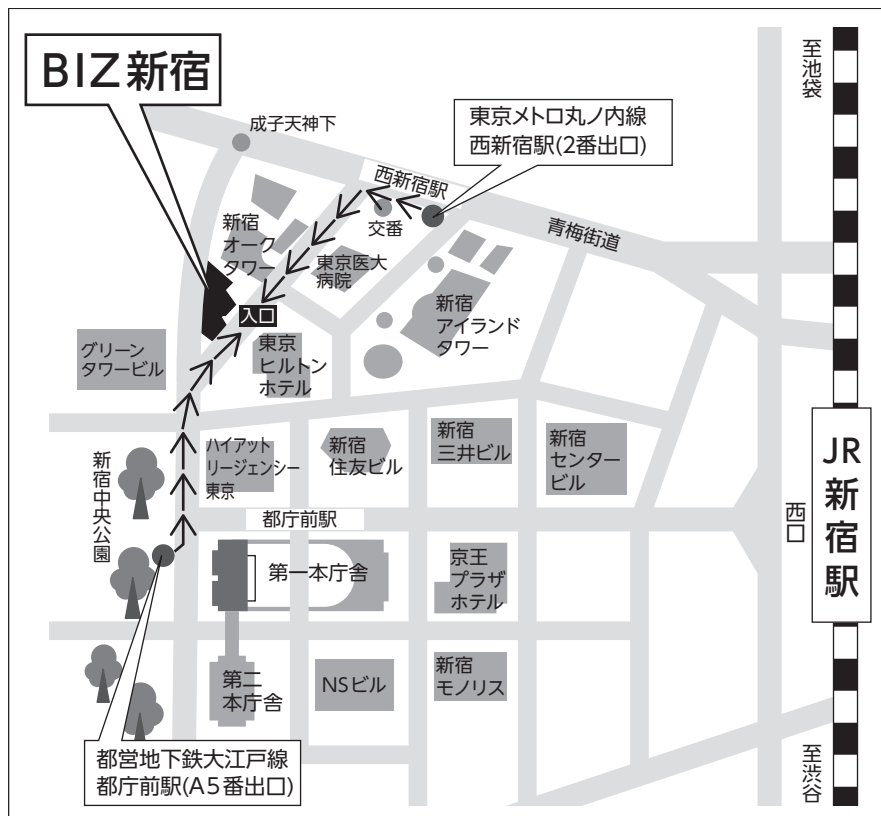
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

B I Z新宿（新宿区立産業会館） 1階 多目的ホール

TEL 03-3344-3011



交通 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（2番出口）」徒歩4分

都営地下鉄大江戸線「都庁前駅（A5番出口）」徒歩5分